○**文部科学省告示第百六十九号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十二年文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表一　輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

種別	員数	所在地
建築物		
土蔵	一棟	輪島市黒島町ロ七〇

別表三中、次の表に掲げるものを削除する。

別表三　八女市黒木伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
倉庫	一棟	八女市黒木町大字黒木三〇

○**文部科学省告示第百七十号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十四年文部科学省告示第五十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
本堂	一棟	金沢市東山一丁目四番四〇号（圓長寺）
輪堂	一棟	金沢市東山一丁目四番四〇号（圓長寺）
主屋	一棟	金沢市東山一丁目四番三〇号
主屋	一棟	金沢市東山二丁目七番一三号

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　豊田市足助伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	豊田市足助町石橋三四―四
土蔵	一棟	豊田市足助町石橋三四―四

○**文部科学省告示第百七十一号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十五年文部科学省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三六―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三二
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三二
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町三二
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三二
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三六
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三九五―三
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三九四―二
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町三九二―五
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町二九―四、三九二―五
		栃木市嘉右衛門町二九―三

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	金沢市寺町五丁目五番二四号

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

別表五　白山市白峰伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	白山市白峰ロ二―一三

別表六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表六　郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	郡上市八幡町柳町一九三番地
附属屋	一棟	郡上市八幡町職人町七四七番地一